

診療用エックス線装置設置届

年 月 日

豊田市保健所長 様

病 院 所 在 地
(診療所)
名 称

管理者氏名

次のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

1 エックス線装置に関する事項	製 作 者 名			
	型 式			
	エックス線高電圧発生装置の定格出力	連 続	キロボルト波高値 (k V p)	ミリアンペア (mA)
		短 時 間	キロボルト波高値 (k V p)	ミリアンペア (mA) 秒
		蓄 放 式	キロボルト (k V)	マイクロファラッド (μ F)
	台 数		台	
用 途		透視用装置、撮影用装置、胸部集検用間接撮影装置、治療用装置、輸血用血液照射装置、その他 ()		
2 エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名等	氏 名		職 種	エックス線診療に関する経歴
3 設置時期	年 月 日			

4 エックス線装置の エックス線障害の 防止に関する構造 設備の概要	共通	エックス線管容 器及び照射筒の 遮蔽(利用線す い以外のエック ス線量)	治 療 用 装 置	定 格 管 電 圧 5 0 kV ボルト以下	装置の接触可能表面から5 c mの距離における空気カーマ率 1. 0 mG y 毎時以下 ・ 超
				定 格 管 電 圧 5 0 kV ボルト超	焦点から1 mの距離における空気カーマ率 1 0 mG y 毎時以下 ・ 超 装置の接触可能表面から5 c mの距離における空気カーマ率 3 0 0 mG y 毎時以下 ・ 超
			口内法撮影 用 装 置	定 格 管 電 圧 1 2 5 kV ボルト以下	焦点から1 mの距離における空気カーマ率 0. 2 5 mG y 毎時以下 ・ 超
			上 記 以 外 の 装 置		焦点から1 mの距離における空気カーマ率 1. 0 mG y 毎時以下 ・ 超
			コンテッサ 式 装 置	充電状態で、照射時 以 外 の と き	接触可能表面から5 c mの距離における空気カーマ率 2 0 μ G y 毎時以下 ・ 超
		利 用 線 す い の 総 る 過	口内法撮影 用 装 置	定 格 管 電 圧 7 0 kV ボルト以下	アルミニウム当量 1. 5 mm以上 ・ 未満
			乳房撮影用 装 置	定 格 管 電 圧 5 0 kV ボルト以下	アルミニウム当量 0. 5 mm以上 ・ 未満 又は モリブデン当量 0. 0 3 mm以上 ・ 未満
			輸血用血液照射装置、治療用装置 及 び 上 記 以 外 の 装 置		アルミニウム当量 2. 5 mm以上 ・ 未満
		移 動 型 及 び 携 帯 型 装 置	使 用 条 件 、 保 管 条 件 等		
		透視装置	透 視 中 の 患 者 へ の 入 射 線 量 率	高線量率透視制御を備えていない装置	
	高線量率透視制御を備えた装置			患者の入射面の利用線すいの中心における空気カーマ率 1 2 5 mG y 毎分以下 ・ 超	
	透視時間の積算、一定時間経過した場合に警告音等を行うことのできるタイマー		有 ・ 無		
	焦点皮膚間距離を3 0 c m以上とする装置又は照射を防止するインターロック(手術中に使用する装置については2 0 c m以上)		有 ・ 無(理由:)		
	受像面を超えないエックス線照射野絞り装置		有 ・ 無(理由:)		
	蛍光版、イメージ・インテンシファイア等の遮蔽		接触可能表面から1 0 c mの距離における空気カーマ率 1 5 0 μ G y 毎分以下 ・ 超		
	透視時の最大受像面を3 c mを超える部分の遮蔽		接触可能表面から1 0 c mの距離における空気カーマ率 1 5 0 μ G y 毎分以下 ・ 超		
	利用線すい以外のエックス線を有効に遮蔽するための手段		有(方法:)・無		
	撮影用装置		受像面を超えないエックス線照射野絞り装置		有 ・ 無(理由:)
			エックス線管 焦点皮膚間距離(骨塩定量 分析装置を除く。)	口 内 法 撮 影 用 装 置	定 格 管 電 圧 7 0 kV ボルト以下
		定 格 管 電 圧 7 0 kV ボルト超			2 0 c m以上 ・ 未満(理由:)
		歯科用パノラマ断層撮影装置 及びC Tエックス線装置		1 5 c m以上 ・ 未満(理由:)	
		移動型、携帯型装置及び乳房撮影用エ ックス線装置(拡大撮影に限る。)		2 0 c m以上 ・ 未満(理由:)	
		上 記 以 外 の 装 置		4 5 c m以上 ・ 未満(理由:)	
		操 作 場 所	移動型及び携帯型及び手術中に使用する 装置		エックス線管焦点及び患者から2 m以上 ・ 未満
	胸部 集検 用間 接撮 影用 装置	受像面を超えない照射野絞り装置(角すい型照射筒)		有 ・ 無	
		受 像 器 の 一 次 防 護 遮 蔽		接触可能表面から1 0 c mの距離における空気カーマ 1. 0 μ G y 毎ばく射以下 ・ 超	
		被写体周囲の箱状遮蔽物(装置の操作者等が室外へ容易に退避できない場合)		遮蔽物表面から1 0 c mの距離における空気カーマ 1. 0 μ G y 毎ばく射以下 ・ 超	
治療 用装 置	ろ過板が引き抜かれたときのエックス線を遮断するインターロック(近接照射治療装置を除く。)		有 ・ 無		

5 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	診療室の天井、床、周囲の壁、出入口の扉、窓等の遮蔽		画壁等の外側における実効線量 1 mSv/週以下 ・ 超	
	操作室		有 ・ 無（理由： ）	
	エックス線装置使用中表示装置			
	エックス線診療室である旨の標識を付ける箇所			
6 エックス線診療室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	管理区域	管理区域の遮蔽	管理区域の境界における実効線量 1.3 mSv/3月以下 ・ 超	
		柵等の立入制限措置		
		管理区域である旨の標識を付ける箇所	患者用 ・ 職員用 ・ 共用 の出入口扉 又は付近の か所	
	注意事項の揭示等	注意事項を掲示する箇所	患者用： 職員用：	
		敷地の境界等における防護	敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量 250 μ Sv/3月以下 ・ 超	
		患者の被ばく防止（診療により被ばくする放射線を除く。）	病室における実効線量 1.3 mSv/3月以下 ・ 超	
		放射線診療従事者等の被ばく防止等	外部被ばくを少なくする措置	有 ・ 無
			被ばく線量測定器	有 ・ 無

添付書類

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図
- 2 遮蔽計算書

遮蔽計算書の記入上の注意

- 1 管理区域を明示してください。
- 2 照射方向、エックス線管から画壁等の外側までの距離並びに防護物の材料及び厚さを記入してください。
- 3 画壁等の外側の放射線量率については、画壁等の外側の最も近接した点で通常の使用状態において測定し、記入してください。また、測定責任者の所属、職名及び氏名を記入してください。